

2026年1月5日

## 吸收合併に係る事後開示書面

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント  
代表取締役 鳥 越 慎 二

当社は、吸收合併存続会社として、会社法第801条及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

### 1. 吸收合併が効力を生じた日

2026年1月1日

### 2. 吸收合併消滅会社における吸收合併の差止請求、反対株主の買取請求及び新株予約権買取請求並びに債権者の異議に関する手続の経過

#### (1) 吸收合併の差止請求

消滅会社に対し、吸收合併の差止請求をした株主はありませんでした。

#### (2) 反対株主の買取請求

吸收合併消滅会社であるここむ株式会社は、当社の完全子会社であったため反対株主の買取請求について該当はありません。

#### (3) 新株予約権買取請求

吸收合併消滅会社は、新株予約権を発行しておりません。

#### (4) 債権者の異議

吸收合併消滅会社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、吸收合併消滅会社は、2025年11月21日付で官報公告および電子公告を行いました。

### 3. 吸收合併存続会社における吸收合併の差止請求、反対株主の買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

#### (1) 吸收合併の差止請求

簡易合併のため、該当はありません。

#### (2) 反対株主の買取請求

簡易合併のため、該当はありません。

#### (3) 債権者の異議

吸收合併存続会社である当社に対し、異議を述べた債権者はありませんでした。なお、当社は、2025年11月21日付で官報公告および電子公告を行いました。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本合併の効力発生日である2026年1月1日をもって、吸収合併消滅会社であるここむ株式会社からその資産、負債その他の権利義務の一切を引き継ぎました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

6. 吸収合併の変更の登記をした日

2026年1月5日（予定）

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2025年11月13日

## 吸收合併に係る事前開示書面

ここむ株式会社  
代表取締役 藤本 方久

当社は、吸收合併消滅会社として、会社法第782条及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

### 1. 吸収合併契約

別紙1のとおりです。

### 2. 合併対価の定めの相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

### 3. 合併対価について参考となるべき事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

### 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

当社は新株予約権を発行しておりません。

### 5. 計算書類等に関する事項

存続会社株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの最終事業年度の計算書類等（事業報告書及び監査報告書を含む。）は、別紙2のとおりです。

なお、当社及び株式会社アドバンテッジリスクマネジメントとともに、重要な後発事象は生じておりません。

### 6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

両者の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

### 7. 事前開示日以降に上記事項に変更が生じたときは、当該事項

変更が生じた場合は、ただちに開示します。

以上

## 吸収合併契約書

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント（以下「甲」という。）とここむ株式会社（以下「乙」という。）とは、甲および乙の合併（以下「本合併」という。）に関し、次のとおり契約を締結する。

### 第1条（本合併の方式）

- 1 甲および乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。
- 2 甲および乙の商号および住所は、次のとおりとする。

甲（吸収合併存続会社）

商号 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

住所 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

乙（吸収合併消滅会社）

商号 ここむ株式会社

住所 大阪府大阪市中央区南新町二丁目2番10号

### 第2条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年1月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

### 第3条（株式等の割当て）

甲は、乙の発行済み株式の全部を所有しているため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

### 第4条（増加する資本金および準備金の額等）

本合併により、甲の資本金および準備金の額等は増加しないものとする。

### 第5条（権利義務の承継）

- 1 乙は、2025年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐものとする。
- 2 乙は、2025年4月1日から効力発生日までの間の資産および負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にするものとする。

## **第6条（善管注意義務）**

甲および乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理運営を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行うものとする。

## **第7条（従業員の引継ぎ）**

甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐものとする。

## **第8条（解散費用）**

効力発生日以降において、乙の解散に必要な費用は、すべて甲の負担とする。

## **第9条（合併条件の変更等）**

本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産または経営状態に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、合併条件の変更または本契約の解除をすることができるものとする。

## **第10条（本契約の効力）**

本契約は、甲および乙の株主総会の承認が得られなかったときは、その効力を失うものとする。ただし、会社法第784条第1項または会社法第796条第2項の規定により株主総会の承認が不要な場合は、この限りでない。

## **第11条（合意管轄裁判所）**

甲および乙は、本契約に関して生じる一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## **第12条（準拠法）**

本契約は、日本国の法令に準拠する。

## **第13条（協議）**

甲および乙は、本契約に定めのない事項または本契約の解釈につき疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえこれを解決するものとする。

以上、本契約の成立の証として、本書の電磁的記録を作成し、それぞれ別途合意した方法により電子署名を行った上、当該電磁的記録を双方保有する。なお、この場合、本契約における原本は双方の電子署名がなされた電磁的記録とし、当該電磁的記録を印刷した書面は

その写しとする。

2025年11月13日

甲 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号  
株式会社アドバンテッジリスクマネジメント  
代表取締役 鳥 越 慎 二

乙 大阪府大阪市中央区南新町二丁目2番10号  
ここむ株式会社  
代表取締役 藤 本 方 久

**事 業 報 告**  
( 2024年 4月 1日から )  
( 2025年 3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善、インバウンド需要や企業の設備投資増加などを背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、物価上昇の継続や米国通商政策の動向など、依然として先行き不透明な状態が続いております。

このような経済環境の下、当社グループは、「企業に未来基準の元気を！」をコーポレートメッセージに掲げ、「安心して働く環境」と企業の「活力ある個と組織」の創出をミッションとし、ウェルビーイング関連領域（＊）における事業活動を展開してまいりました。2024年5月に「中期経営計画2026」(2024年度～2026年度)を策定し、“効果につながるプラットフォームとソリューションをより多くの企業に提供し、ウェルビーイング領域における圧倒的地位を目指す”ことを骨子に、実効性のある豊富で質の高いサービスをワンストップで提供することにより、顧客企業の真のパートナーとしてウェルビーイング経営を支援することを基本方針としております。具体的には、(1) 「アドバンテッジ ウェルビーイング DXP」（＊＊）を基軸とした総合販売の継続と進展、(2) 既存事業のオーガニックグロース強化、(3) 飛躍的成長のための新たな取り組みの推進、(4) チャネル販売の推進、(5) システム・業務改革の推進および収益性の向上を重点テーマとして各種施策を推進いたしました。

当連結会計年度におきましては、「アドバンテッジ ウェルビーイング DXP」を軸に、複数サービスの総合提案による新規顧客の獲得と、ウェルビーイング関連領域における企業課題に即した様々なソリューションの提案活動を行ってまいりました。加えて、オンライン医療相談や産業医紹介サービス等の企業の産業保健の支援を主力事業としてクラウド型健康管理サービス「first call」を提供する株式会社Mediplatと、特定保健指導サービスを展開する株式会社フィットプラスの全事業を、2024年9月30日を効力発生日として当社設立の連結子会社が吸收分割により承継し、2024年10月より連結業績へ寄与しております。

(＊) 当社事業における心身の健康、従業員の成長、リスクの予防と発生時の支援、  
両立支援、福利厚生、余暇支援、会社との一体感醸成等の業務領域

(＊＊) ストレスチェック義務化対応プログラム「アドバンテッジ タフネス」による調査

結果や健康診断結果など心身の健康データや、勤怠・休業等の人事労務情報を集約し、ダッシュボードでの見える化、データ分析、課題抽出、効果的なソリューションの提案を行うデータマネジメントプラットフォーム

当連結会計年度の売上高につきましては、メンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業が堅調に推移し、増収となりました。費用面につきましては、従業員の賃金アップに伴う人件費の増加や、成長戦略に基づくシステム投資によりソフトウェア償却費が増加するなど経費負担が増加いたしましたが、売上高が伸長したことにより増益となりました。また、2024年10月から、株式会社Mediplatおよび株式会社フィットプラスの業績が連結業績に寄与いたします。

その結果、当連結会計年度の売上高は8,554百万円（前期比22.2%増）、営業利益は1,022百万円（前期比40.9%増）、経常利益は1,023百万円（前期比38.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は744百万円（前期比47.2%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりです。

#### （メンタリティマネジメント事業）

当事業におきましては、ストレスチェックやエンゲージメントサーベイを起点に組織改善までを担うワンストップサービス「アドバンテッジ タフネス」の新規顧客の獲得に注力いたしました。また、組織改善のP D C Aを加速するパルスサーベイシステム「アドバンテッジ p d C a (ピディカ)」の導入などエンゲージメント領域の拡大や顧客企業の課題解決ニーズに対応した効果につながる様々なソリューションの提案活動を推進いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、「アドバンテッジ タフネス」の販売価格改定の効果やソリューション売上の好調、さらに株式会社Mediplatおよび株式会社フィットプラスの寄与もあり、大幅な増収となりました。費用面につきましては、人件費やシステム投資に伴う償却費負担の増加により経費負担が増加いたしましたが売上が伸長したことにより増益となりました。

これらの結果、メンタリティマネジメント事業の売上高は6,500百万円（前期比27.9%増）、セグメント利益は1,075百万円（前期比55.0%増）となりました。

### (就業障がい者支援事業)

当事業におきましては、新たな連携先との関係構築及び既存連携先との関係深化によるG L T D (Group LongTerm Disability：団体長期障害所得補償保険) の新規顧客開拓に取り組みました。また、会社と傷病休のほか産休・育休・介護休業等により休業中の従業員を繋ぎ、人事部門の負担とリスクの軽減と休業者の復職や仕事の両立をサポートする休業者管理支援クラウドサービス「ADVANTAGE HARMONY(アドバンテッジハーモニー)」の営業活動を推進いたしました。

当連結会計年度の売上高につきましては、G L T D販売および「ADVANTAGE HARMONY(アドバンテッジハーモニー)」の新規契約が堅調に推移し増収となりました。費用面につきましては、システム関連など経費負担が増加いたしましたが、売上高が伸長し、増益となりました。

これらの結果、就業障がい者支援事業の売上高は1,726百万円（前期比9.2%増）、セグメント利益は503百万円（前期比7.4%増）となりました。

### (リスクファイナンシング事業)

主に企業等に勤務する個人を対象として保険商品を販売している当事業におきましては、当連結会計年度の売上高は前期比で減収となりました。費用面につきましては、効率的なオペレーション業務体制の維持によりコスト抑制に努めました。

これらの結果、リスクファイナンシング事業の売上高は326百万円（前期比2.6%減）、セグメント利益は232百万円（前期比9.7%減）となりました。

セグメント毎の売上高につきましては、次のとおりであります。

事 業 の 名 称	前連結会計年度	当連結会計年度	前 期 比
メンタリティマネジメント事業	5,081百万円	6,500百万円	+27.9%
就業障がい者支援事業	1,581百万円	1,726百万円	+9.2%
リスクファイナンシング事業	335百万円	326百万円	△2.6%
合 計	6,998百万円	8,554百万円	+22.2%

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は794百万円で、その主なものは、ソフトウェアを中心としたメンタリティマネジメント事業及び就業障がい者支援事業への投資です。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は銀行からの借入れにより1,800百万円の資金調達を行いました。これは2024年9月30日付で実施した吸収分割の対価の交付を目的とするものです。

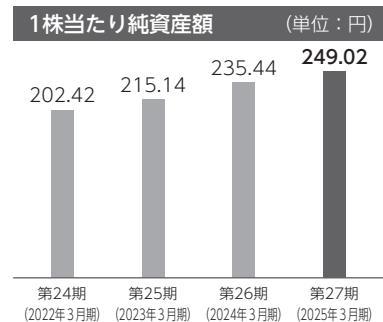
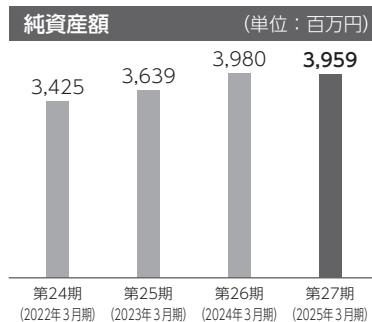
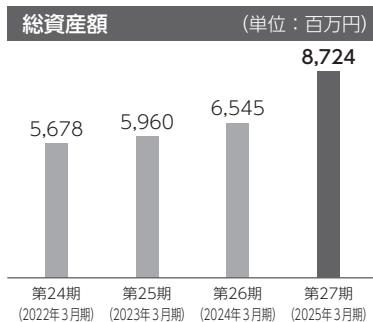
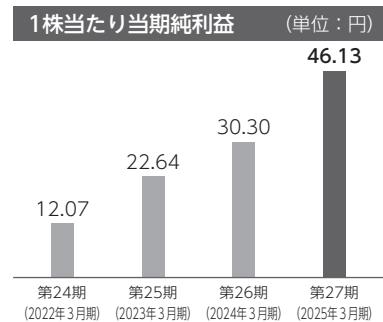
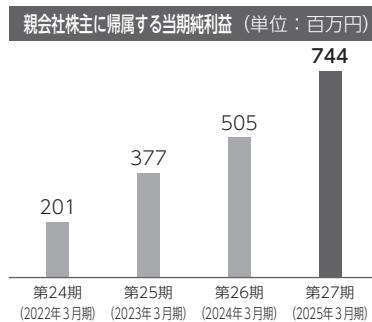
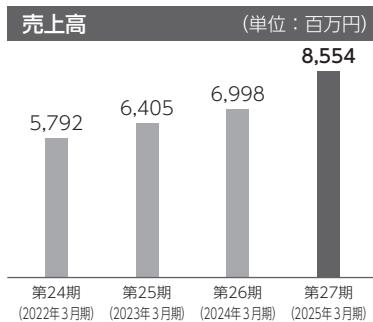
④ 重要な組織再編等の状況

- 1) 当社が2024年7月31日付で設立した連結子会社である株式会社アドバンテッジメディカル（現商号：株式会社Mediplat）及び株式会社アドバンテッジヘルスケア（現商号：株式会社フィットプラス）は、2024年9月30日付でメドピア株式会社の連結子会社である株式会社Mediplat及び株式会社フィットプラスの全事業を吸収分割により承継いたしました。
- 2) 当社は、2025年1月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により当社の連結子会社であるResily株式会社の権利義務を承継いたしました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第24期 (2022年3月期)	第25期 (2023年3月期)	第26期 (2024年3月期)	第27期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売上高 (百万円)	5,792	6,405	6,998	8,554
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	201	377	505	744
1株当たり当期純利益 (円)	12.07	22.64	30.30	46.13
総資産額 (百万円)	5,678	5,960	6,545	8,724
純資産額 (百万円)	3,425	3,639	3,980	3,959
1株当たり純資産額 (円)	202.42	215.14	235.44	249.02



② 当社の財産及び損益の状況

区分	第24期 (2022年3月期)	第25期 (2023年3月期)	第26期 (2024年3月期)	第27期 (当事業年度) (2025年3月期)
売上高(百万円)	5,807	6,421	6,916	7,474
当期純利益(百万円)	191	380	535	661
1株当たり当期純利益(円)	11.44	22.84	32.09	41.02
総資産額(百万円)	5,637	5,922	6,337	8,342
純資産額(百万円)	3,380	3,597	3,968	3,865
1株当たり純資産額(円)	199.72	212.63	234.73	243.01

③ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
株式会社A R M 総合研究所	10百万円	100.0%	メンタルヘルス領域の調査・研究
ここむ株式会社	17百万円	100.0%	ストレスチェックサービスの提供
株式会社Mediplat	10百万円	100.0%	クラウド型健康管理サービス「first call」の運営
株式会社フィッツプラス	10百万円	100.0%	特定保健指導サービスの提供、食生活コーディネートサービスの提供及びメディアサービスの運営

(注) 1. 当社が2024年7月31日付で設立した連結子会社である株式会社アドバンテッジメディカル（現商号：株式会社Mediplat）及び株式会社アドバンテッジヘルスケア（現商号：株式会社フィッツプラス）は、2024年9月30日付でメドピア株式会社の連結子会社である株式会社Mediplat及び株式会社フィッツプラスの全事業を吸収分割により承継いたしました。

2. 当社は、2025年1月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により当社の連結子会社であるResily株式会社の権利義務を承継いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 全社

当社グループは、「企業に未来基準の元気を！」というコーポレートメッセージの下、人々が「安心して働く環境」と企業の「活力ある個と組織」をみなさまと共に創り出すことをミッションとしております。

少子高齢化による労働人口の減少やコロナ禍による働き方の多様化など、組織と個人を取り巻く環境が大きく変化しており、従業員一人ひとりが仕事に“やりがい”を感じ、個人の持てる能力を最大限に発揮しながら心身ともに健康でいられること、それによって企業の生産性が向上し、組織が活性化していくことが重要だと考えております。

このような環境下において、競合他社の商品やサービスとの差別化を図り、顧客企業の皆様に対して、生産性の向上を通じた企業価値の向上と、企業で働く従業員の真のウェルビーイング\*の実現を支援することで、優位性を確保していくことが重要な課題と考えております。この課題に対応するため、SaaS型クラウドサービス「アドバンテッジ ウェルビーイング DX P」を軸に、ウェルビーイング関連の事業領域における課題解決ニーズに対応した様々なソリューションをより多くの企業に提供することで、ウェルビーイング領域における圧倒的地位を目指してまいります。

\*当社の考えるウェルビーイングとは：肉的的にも、精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態

##### ② 事業別

###### <メンタリティマネジメント事業>

主にメンタル不調者の発生予防や高ストレス者に向けたメンタルヘルスケアといったダウンサイドのアプローチから、組織や個人へのエンゲージメント向上施策といったポジティブサイドのアプローチまで、メンタルヘルス・エンゲージメントにまつわるサービスを扱う事業として推進しております。競合企業が増加する中、市場のニーズに対応した新商品を適時に投入し、競合他社との差別性を確保しつつ、シェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

###### 1) 企業のストレスチェック義務化への対応

法制化にフルラインアップで対応する「アドバンテッジタフネスシリーズ」の安定的運用を図るとともに、顧客要望等を踏まえたうえで、提供するサービスのクオリティ向上に取り組んでまいります。

## 2) 大企業マーケットの顧客基盤拡大

一定の規模以上の顧客に対して、外部チャネルの積極的な活用やセミナーの開催を始めとしたマーケティング活動等の様々な手段により継続的にアプローチを行い、積極的な営業展開を図ってまいります。

## 3) 効率的なオペレーション体制の構築

導入企業数、対象従業員数の拡大に伴う課題として、業界トップレベルの品質である商品・サービスを安定供給するためにも、オペレーション体制のさらなる効率化に取り組んでまいります。

## 4) 人事課題解決型プラットフォームの構築

従業員の心身の健康状態や人事労務情報についての各種ビッグデータを分析し、分析結果に基づいて組織・従業員個人のパフォーマンス向上を図ることにより企業の健康経営を実現する人事課題解決型「アドバンテッジ ウェルビーイング DXP」の構築・提供を進めてまいります。

### ＜就業障がい者支援事業＞

競合他社との差別化を意識した商品開発および代理店業務としての品質改善を継続的に行っておりますが、競争が激しくなる市場において、優位性を確保しつつシェアを拡大していくことが重要な課題と考えております。

#### 1) 新規顧客の獲得の強化

GLTD (Group Long Term Disability : 団体長期障害所得補償保険) に注力しているパートナー企業との連携や積極的なマーケティング活動等、様々な手段によりアプローチを行います。第4類団体（共通目的を持つ者により組織される会員団体）への本格展開等、より一層の新規顧客の獲得活動に取り組んでまいります。

#### 2) 新たな優位性の確立

GLTDの普及が進むことによって、これまでの実績や知見・ノウハウ面での優位性が相対的に低下していくことが考えられるため、新たな優位性の確立に取り組んでまいります。

#### 3) 休業者管理支援システムの新規顧客開拓

GLTDの付帯サービスとして提供していた休業者管理業務支援システムを改良、刷新し、会社と休業中の従業員を繋ぐクラウドサービスとして商品化した休業者管理支援システム「ADVANTAGE HARMONY (アドバンテッジ ハーモニー)」の利用顧客拡大が重要な課題と考えております。

## ＜リスクファイナンシング事業＞

当該事業は、成熟したマーケットを対象としております。また、当事業では職域等のチャネルを通じて主に個人に対してサービス提供も行っており、適切な募集中体制の構築に取り組むことや提供するサービス及びオペレーション体制を適宜見直すこと等により、効率的な業務運営を行うことが重要な課題と考えております。

### ③ サステナビリティ

当社グループにとってのサステナビリティとは、「従業員のウェルビーイング実現に取り組む企業への総合的な支援」を事業として推進することにより、多様な社会課題の解決に貢献することであり、当社グループの持続的な成長が、顧客企業の企業価値向上や、社会全体の持続的な発展につながる世界を目指しています。

当社事業においては、人的資本が様々な資本の価値創造の源泉であることから、従業員のウェルビーイング向上や健康経営の更なる推進、多様な人材がエンゲージメント高く活躍できる環境整備等、人的資本に関する継続的な投資を通じて、サステナビリティを実践してまいります。

## ＜人的資本経営＞

当社グループは「企業の元気を創り出す」をビジョンに掲げ、当社グループ自身もビジョンの体現を目指して事業運営しています。多様な従業員が当社に集い、それぞれの強みを生かしてエンゲージメントおよび生産性高くビジョンに挑み、イノベーションを起こして世の中を変えること、その達成感を全員で味わい、事業も成長すること、そのようなスパイラルの持続を目指しています。

その実現のために「人材こそが最も重要な経営資源」と捉え、サステナビリティの実践に向けて、従業員の成長と活躍の基盤となる環境整備に積極的に投資しております。

### 1) 人材育成

- ・従業員のセルフプロデュース支援の強化

### 2) 社内環境整備

- ・ダイバーシティ・エクイティ＆インクルージョン（D E & I）の推進
- ・健康経営の推進

＜知的財産への投資＞

当社では、当社の付加価値をDXによってより広い顧客層に容易かつ安価に提供することによって、企業価値の向上、従業員のウェルビーイングに貢献することを、DXMissionとしております。また、市場、顧客、競合の変化に迅速に対応できるように開発の内製化を進めております。開発経験と知識が豊富な中堅エンジニアだけでなく、若手エンジニアを併せて配置することで、ナレッジを蓄積し中期視点での開発力の強化などに取組んでいます。

(5) **主要な事業内容** (2025年3月31日現在)

事業内容	主要商品・サービス
メンタリティマネジメント事業	企業向けメンタルヘルス対策プログラムの提案・運用、EQ（感情知能）理論を基にした検査、研修プログラムの提案・運用、産業医保健師サービス、健康経営推進支援
就業障がい者支援事業	GLTDの代理店業、就業障がい者復職支援、休業者管理支援システムの提供
リスクファイナンシング事業	個人・法人向け損害保険、生命保険の代理店業

(6) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 社長執行役員	鳥 越 慎 一	内部監査部、健康管理部管掌	株式会社ARM総合研究所代表 取締役社長 株式会社Mediplat取締役 株式会社フィットプラス取締役
取 締 役 上 席 執 行 役 員	住 田 健 介	メンタリティマネジメント事業部門管掌	—
取 締 役 上 席 執 行 役 員	江 原 徹	エンタープライズ事業部門、LTD・両立支援事業部門管掌 (兼)リスクファインシング本部ディビジョンマネジャー	—
取 締 役 上 席 執 行 役 員	天 田 貴 之	コーポレート部門管掌 (兼)経営管理本部ディビジョンマネジャー	ここむ株式会社取締役 株式会社Mediplat取締役 株式会社フィットプラス取締役
取 締 役	岩 佐 朱 美	—	—
取 締 役 (常勤監査等委員)	松 田 竹 生	—	株式会社Mediplat監査役 株式会社フィットプラス監査役
取 締 役 (監査等委員)	寺 原 真 希 子	—	弁護士法人東京表参道法律会計事務所共同代表 日本フェイウィック株式会社社外取締役 イオンリート投資法人監督役員 株式会社高島屋社外監査役 株式会社ニッスイ社外監査役
取 締 役 (監査等委員)	須 田 宏 一	—	—

- (注) 1. 取締役岩佐朱美氏並びに取締役（監査等委員）松田竹生氏、寺原真希子氏及び須田宏一氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（常勤監査等委員）松田竹生氏は、監査法人での勤務及び複数企業におけるCFOの経験を通じて企業財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 取締役（監査等委員）寺原真希子氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、情報収集の充実及び内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高めるため、松田竹生氏を常勤の監査等委員として選定しております。
5. 当社は、取締役岩佐朱美氏並びに取締役（監査等委員）松田竹生氏、寺原真希子氏及び須田宏一氏を

株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

6. 2025年4月1日以降の取締役の地位及び担当並びに重要な兼職の状況の変更は、以下のとおりです。

会社における地位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 上 席 執 行 役 員	住 田 健 介	アカウントセールス事業部門、メンタリティマネジメント事業部門管掌	ここむ株式会社取締役
取 締 役	江 原 徹	EB・BPO営業推進部顧問	—
取 締 役 上 席 執 行 役 員	天 田 貴 之	コーポレート部門管掌 (兼)人事本部長	株式会社Mediplat取締役 株式会社フィットプラス取締役

7. 当社は、意思決定・監督と執行の分離による取締役会の活性化のため、執行役員制度を導入しております。社外取締役以外の取締役4名は執行役員を兼務しております。また、取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は5名おり、坂本要、鶴純也、吾郷真治、平居秀朗及び藤本方久の各氏で構成されております。なお、2025年3月31日付で吾郷真治、平居秀朗及び藤本方久の各氏は執行役員を退任し、2025年4月1日付で新たに藤原靖、菊田卓、大喜多聰子及び金刺大介の各氏が執行役員となりましたので、取締役を兼務している執行役員以外の執行役員は6名となりました。
8. 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、2024年6月25日開催の第26回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役として紅林優光氏（紅林公認会計士事務所代表）が選任されております。

② 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
堀 越 直	2024年6月25日	任期満了	社外取締役（常勤監査等委員）

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

#### ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用を填補することとしております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があり、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

#### ⑤ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月28日開催の取締役会において、取締役会の諮問機関として独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会を新設し、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客觀性の強化を図るとともに、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議し、2023年6月28日開催の取締役会において改定しております。

また、取締役会は、当期における取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は以下のとおりであります。

##### 1) 基本方針

- イ. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、株主総会で決定された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の総額の範囲内において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬規程(以下、「内規」という。)に従って役位等により年間報酬の範囲を定める。業務を執行する取締役(以下「執行取締役」という。)の報酬は、月額報酬、基本賞与、業績賞与および譲渡制限付株式報酬に関する指名報酬委員会への諮問を経て、社長執行役員が提案し、取締役会で決定する。社外取締役の報酬は、社長執行役員が提案し、取締役会で決定する。
- ロ. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決定された監査等委員である取締役の報酬等の総額の範囲内において、取締役(監査等委員)報酬規程に従って役位等により

年間報酬の範囲を定め、監査等委員である取締役の協議により決定する。

ハ. 社外取締役および監査等委員である取締役の報酬は、独立した立場で当社経営に対する監督および助言を行うという職務に鑑み、月額報酬のみとする。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は月額報酬とし、執行取締役については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、各取締役の職務範囲、過去3年の実績および会社の過去3年の実績（計画比及び成長率等）を考慮して決定する。社外取締役および監査等委員である取締役については、業界あるいは同規模の他企業の水準を勘案の上、各取締役の職務範囲を考慮して決定する。

3) 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針並びに個人別の報酬等に対する金銭報酬・業績連動報酬の割合の決定方針を含む。）

イ. 業績連動報酬等は、基本賞与及び業績賞与とし、毎年一定の時期に支給する。

ロ. 基本賞与は、月額報酬の3.4か月を基準として0～6か月相当の範囲内とし、内規に基づき、KPI及び定性的目標の達成度、及び中長期的な企業価値向上への貢献度に基づいて算出し決定するものとする。

ハ. 業績賞与は、月額報酬の1か月を基準として0～2か月相当の範囲内とし、内規に基づき、KPIの達成度に基づいて算定し決定するものとする。

4) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

イ. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬とし、毎年一定の時期に付与する。

ロ. 譲渡制限付株式報酬は、月額報酬及び基本賞与基準額（月額報酬の3.4か月）の年総額の0～20%の範囲内とし、内規に基づき、各取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の職務範囲及び中長期的な企業価値向上への貢献度に基づいて算出し決定する。

ハ. 譲渡制限期間は、譲渡制限付株式割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間の間で取締役会が予め定める期間とする。

⑥ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

区分	報酬区分	株主総会の 決議年月日	決議の内容	当該株主総会 終結時点の 対象となる 取締役の員数
取締役	基本報酬	2022年6月 28日開催の第 24回定時株主 総会	年額250百万円以内（うち社外取締役年額 50百万円以内。ただし、使用人兼務取締 役の使用人分給与は含まない。）	5名 (うち社外取締 役1名)
	譲渡制限付 株式報酬		取締役（監査等委員である取締役及び社外 取締役を除く。）に対して、譲渡制限付株 式付与のために支給する金銭報酬債権の額 は、左記株主総会において決議された報酬 等の枠内で年額40百万円以内（ただし、 使用人兼務取締役の使用人分給与は含ま ない。）とし、各事業年度において割り當 てる譲渡制限付株式の数の上限は20,000株 とする。	4名
取締役 (監査等委員)	基本報酬		年額50百万円以内	3名

⑦ 取締役の報酬等の総額

当期における報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 取締役の員数 (名)
		基本報酬	業績運動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	107 (5)	79 (5)	23 (-)	4 (-)	5 (1)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	19 (19)	19 (19)	- (-)	- (-)	4 (4)
合 計 (うち社外取締役)	126 (24)	98 (24)	23 (-)	4 (-)	9 (5)

(注) 1. 上記には、2024年6月25日開催の第26回定時株主総会終結の時をもって退任した社外取締役（監査等委員）1名を含めています。

2. 非金銭報酬等の内容は譲渡制限付株式報酬であり、その算出方法は「4) 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）」のとおりであります。

3. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含めていません。

4. 持続的な企業価値の向上を実現するため、業績運動報酬等にかかる業績指標は、主に、基本賞与については、期初設定の売上高及び営業利益の達成度並びに前期からの売上高、営業利益及び1株当たり当期純利益の成長率、業績賞与については、期初設定の売上高、営業利益の達成度で構成されております。なお、売上高は達成度113.1%前期比22.2%増、営業利益は達成度116.2%前期比40.9%増、1株当たり当期純利益は前期比52.2%増となりました。

#### ⑧ 社外役員に関する事項

##### 1) 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人との関係

地 位	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
取 締 役 (常勤監査等委員)	松 田 竹 生	株式会社Mediplat監査役 株式会社フィットプラス監査役	特別の関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	寺 原 真 希 子	弁護士法人東京表参道法律会計事務所共同代表 日本フェイウィック株式会社社外取締役 イオンリート投資法人監督役員 株式会社高島屋社外監査役 株式会社ニッスイ社外監査役	特別の関係はありません。

##### 2) 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	岩 佐 朱 美	14/14回 (100%)	—	主に長年にわたるソフトウェア製品の法人営業やマーケティングに関する経験・見識を活かし、取締役会においては、当該視点から積極的に意見を述べており、特にデジタル領域において専門的な立場から監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 (常勤監査等委員)	松 田 竹 生	10/10回 (100%)	7/7回 (100%)	主に企業財務・会計に関する豊富な経験・見識を活かし、取締役会においては、当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正を確保するための適切な役割を果たしております。また、経営陣から独立した客観的かつ公正な立場で当社経営の透明性・公正性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たすことで、取締役の職務の執行に関する監査・監督機能を担っております。

区分	氏名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関する行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	寺原 真希子	13/14回 (93%)	10/10回 (100%)	主に弁護士としての専門的経験を活かし、取締役会においては、特にリスクマネジメント及びダイバーシティについて意見を述べており、専門的な立場から監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正を確保するための適切な役割を果たしております。また、経営陣から独立した客観的かつ公正な立場で当社経営の透明性・公正性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たすことで、取締役の職務の執行に関する監査・監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員)	須田 宏一	14/14回 (100%)	10/10回 (100%)	主に長年にわたる大手通信事業者におけるソフトウェア開発に関する経験・見識を活かし、取締役会においては、当該視点から意見を述べており、専門的な立場から監督・助言を行う等、意思決定の妥当性・適正を確保するための適切な役割を果たしております。また、経営陣から独立した客観的かつ公正な立場で当社経営の透明性・公正性の確保及びコーポレート・ガバナンスの強化に重要な役割を果たすことで、取締役の職務の執行に関する監査・監督機能を担っております。

- (注) 1. 松田竹生氏の取締役会及び監査等委員会出席回数は、2024年6月25日の就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会のみを対象としております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

## (2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な事項の一つとして位置付けております。このような観点から、当社を取り巻く経営環境や以下の配当方針によって剰余金の配当等を決定することとしております。

配当につきましては、各期の業績、財務状況、今後の事業展開等を総合的に勘案したうえで、株主の皆様への利益還元を高めるため、連結配当性向35%以上を念頭に安定した配当を継続的に実施することを基本方針としております。

内部留保資金につきましては、財務体质の強化、今後成長が見込める事業分野への投資、設備投資、研究開発などに活用してまいります。

また、自己株式の取得につきましては、企業環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、財務状況、株価の動向等を勘案しながら適切に実施してまいります。

当期の期末配当につきましては、安定的な利益配当の実施という基本方針等を踏まえつつ、業績及び資金の状況を勘案し総合的に判断した結果、1株につき金16円とさせていただきたいと存じます。

## 1. 企業集団の現況

### (1) 主要な営業所 (2025年3月31日現在)

当社	本社 : 東京都目黒区 大阪支店 : 大阪市北区 名古屋支店 : 名古屋市中区
株式会社 A R M 総合研究所	本社 : 東京都目黒区
ここむ株式会社	本社 : 大阪市中央区
株式会社 Mediplat	本社 : 東京都中央区
株式会社 フィットプラス	本社 : 東京都中央区

### (2) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

#### ① 企業集団の使用人の状況

事業内容	使用人	数	前連結会計年度末比増減
メンタリティマネジメント事業	296	(104)名	67名増 (76名増)
就業障がい者支援事業	74	(18)名	- (4名減)
リスクファイナンシング事業	8	(3)名	1名減 (1名減)
全社 (共通)	141	(15)名	14名増 (1名増)
合計	519	(140)名	80名増 (72名増)

- (注) 1. 使用人数は、連結会社外から当連結会社への出向者を含んでおります。  
 2. 使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
 3. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。  
 4. 使用人数が、前連結会計年度末と比べて80名増加しておりますが、主な理由は、2024年9月30日付でメドピア株式会社の連結子会社である株式会社Mediplat及び株式会社フィットプラスの全事業を吸収分割により承継したこと、業容拡大に伴う中途採用および新卒採用等によるものであります。

#### ② 当社の使用人の状況

使用人	数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
433 (58)名	14名増 (3名減)		40.0歳	6.4年

- (注) 1. 使用人数は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。  
 2. 使用人数は、就業員数であり、パート及び人材会社からの派遣社員は、( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) 主要な借入先及び借入額 (2025年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	893百万円
株式会社三菱UFJ銀行	606百万円
株式会社三井住友銀行	328百万円
株式会社日本政策金融公庫	100百万円
株式会社第四北越銀行	20百万円
大阪信用金庫	19百万円

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2025年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 36,500,000株

② 発行済株式の総数 16,280,200株 (自己株式275,154株を含む)

(注) 2025年1月31日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式総数が前期末と比べて1,000,000株減少しております。

③ 株主数 3,381名

### (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
鳥越慎二	4,115,000株	25.71%
笹沼泰助	2,685,700株	16.78%
S I X S I S L T D .	1,346,700株	8.41%
フォルソムタ起子	1,040,000株	6.50%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	765,000株	4.78%
株式会社BIRD	394,800株	2.47%
株式会社日本カストディ銀行(信託E口)	308,200株	1.93%
清板大亮	270,700株	1.69%
前波範彦	260,700株	1.63%
住友生命保険相互会社	200,000株	1.25%

(注) 1. 当社は、自己株式を275,154株所有しておりますが、上記大株主から除外しております。なお、275,154株には「株式給付信託 (J-ESOP)」制度の導入に伴う株式会社カストディ銀行(信託E口)が保有する308,200株は含めておりません。

- 持株比率は、小数点第三位を四捨五入して表示しております。
- 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

### (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)	当社普通株式 7,500株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「(1)会社役員の状況 (5)役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当期中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ

- ② 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬	42百万円
非監査業務に基づく報酬	一百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当期に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

- ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

- ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (4) 業務の適正を確保するための体制等及び運用状況の概要

##### ① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

##### 1) 当社及び当社子会社（以下「A R Mグループ」という）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. A R Mグループの取締役及び使用人は、法令遵守は当然のこととして、高い倫理観に基づき誠実に行動することが求められる。A R Mグループにおける企業倫理は、企業理念、経営方針及び行動指針等に定める。

ロ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、事業が適正かつ効率的に運営されることを確保するため、取締役及び使用人が実践すべき行動の基準を定めた規程等を整備し、その周知と運用の徹底を行う体制を構築する。

ハ. 内部通報制度の利用を促進し、A R Mグループにおける法令違反、企業倫理に反する行為又はその恐れのある事実の早期発見、対策及び再発防止に努める。

二. 取締役会は、定期的に取締役から職務執行状況等の報告を受け、業務の適正確保に課題のある際は速やかに対策を講ずる。

ホ. 反社会的勢力による不当要求等への対応を定めるとともに、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応する。

ヘ. 内部監査部門は、各部門の業務執行状況を監査し、その結果を取締役社長に報告するものとする。被監査部門は、是正及び改善の必要があるときには、速やかに対策を講ずる。

ト. 上記のほか、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

##### 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る情報は、文書化（電磁的記録を含む）のうえ、経営判断等に用いた関連資料と共に保存する。文書の保管については文書保管部署を定め、関連資料と共に適切な方法、かつ、検索容易な状態で、確実に保存・管理することとする。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報は、取締役又は監査等委員会等から要請があった場合に備え、適時閲覧可能な状態を維持する。

### 3) A RMグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営に重大な影響を及ぼすリスクを認識し、評価する仕組みを構築・整備する。
- ロ. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し、又は発生する恐れが生じた場合、対応を迅速に行うとともに全社的かつ必要であれば企業グループとしての再発防止策を講ずる。
- ハ. 経営に重大な影響を及ぼすリスクへの対応方針及びリスク管理の観点から重要な事項については十分な審議を行うほか、特に重要なものについては取締役会及び監査等委員会において報告する。
- 二. 上記のほか、より全社的なリスク管理体制を検討し、適宜実施する。

### 4) A RMグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会は、取締役会が定める経営機構及び職務分掌に基づき、取締役会において選任される執行役員に業務の執行を行わせる。
- ロ. 取締役会は、A RMグループの効率的な事業運営と経営の監視・監督体制の整備を行う。
- ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- 二. A RMグループの事業活動の総合調整、業務執行に関する意思統一及び事業部における重要な意思決定を機動的に行うため、A RMグループの適切な会議体を設置し、開催する。
- ホ. 連結ベースの事業計画に基づき、A RMグループの予算期間における計数的目標を明示し、事業部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- ヘ. A RMグループの経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するための体制を検討し、適宜実施する。

### 5) A RMグループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. A RMグループ各社は、A RMグループの企業倫理に従い、自社の諸規程を定める。
- ロ. A RMグループに属する会社間の取引は、関係法令・企業会計原則その他の社会規範に照らし適切に行う。

- ハ. A R M グループにおける経営の健全性及び効率性の向上を図るため、A R M グループ各社の経営管理に関する規程を定め、これに基づいて子会社管理を行うものとする。また、子会社の営業状況の進捗を管理するとともに、A R M グループとして機動的な意思決定と戦略の調整を行うため、定期的なレビューを行う。
  - 二. A R M グループにおける経営の健全性の向上及び業務の適正の確保のために必要なときは、子会社の事業運営に関する重要な事項について当社の承認を必要とするほか、特に重要な事項については当社での審議及び取締役会への付議を行う。
  - ホ. 内部監査部門は、A R M グループ各社の法令及び定款、規程の遵守体制についての監査を実施又は統括し、A R M グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
  - ヘ. A R M グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある法令に基づき、評価、維持、改善等を行う。
  - ト. A R M グループにおける業務の適正化及び効率化の観点から、業務プロセスの改善及び標準化に努めるとともに、一層の統制強化を図る。
- 6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項並びにその使用者の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
- イ. 実効的な監査等委員会監査を行うためにその職務を補助する人員、組織の設置を監査等委員会から要請された場合には、監査等委員会との協議により定めるものとする。
  - ロ. 監査等委員会の職務を補助する使用者の人事については監査等委員会の同意を得る。また、監査等委員会の職務を補助する使用者は、監査等委員会の指揮命令に従う。
- 7) A R M グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用者等が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. A R M グループ各社の取締役社長は、当社の監査等委員に対し取締役会等重要な会議への出席の機会を提供する。
  - ロ. A R M グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用者等は、当社の監査等委員会に対し事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査部門は内部監査の結果等を報告する。

ハ. A R M グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会に報告するものとし、その対応策等について、必要に応じ取締役会にて報告、協議するものとする。

#### 8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. A R M グループ各社の取締役社長は定期的に当社の監査等委員と情報交換を行う。

ロ. A R M グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人等は、当社の監査等委員会の求めに応じ、職務執行状況を当社の監査等委員会に報告し、その職務に係る資料を開示する。

ハ. A R M グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、上記のほか、当社の監査等委員会の監査が実効的に行われるよう協力する。

#### 9) 上記7)を報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会へ報告を行ったA R M グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、当該報告を行ったことを理由に不利な取扱いを受けることはない。

#### 10) 監査等委員の職務執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員の職務の執行において生ずる費用は、その費用を会社が負担する。

#### ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

#### 1) 取締役の職務執行

当期において取締役会を14回開催し、経営戦略、事業計画、組織変更、主要人事等の重要事項の審議及び意思決定並びに取締役の職務執行の監督を行っております。また、執行役員制度の下、経営責任と業務執行責任を明確にすると同時に、権限委譲により業務執

行の迅速化を図り、業務執行の状況については定期的に取締役会に報告しております。

取締役会その他の重要な会議の意思決定に係る会議資料や議事録等については、法令、定款及び社内規程に基づき、適切に保存及び管理しております。

## 2) 監査等委員会の職務執行

当期において監査等委員会を10回開催し、監査等委員は、監査等委員会が定めた監査計画に従い、取締役会やその他必要に応じ重要な会議に出席するほか、稟議書閲覧等により業務執行状況を把握し、内部監査部門及び会計監査人と定期的に情報交換を行うこと等により、監査等委員会による取締役の職務執行の監査の実効性向上を図っております。

## 3) リスク管理体制

「リスク管理規程」及び「リスク管理マニュアル」においてリスクの管理体制及び報告のプロセス等を定め、当社が抱える各種リスクを統合的・組織的に管理する体制を整備しております。具体的には、「リスク管理委員会」（当期は2回開催）にて決定する年度活動計画に基づき、リスクマネジメントタスクフォースが全社的な視点からリスクの管理と評価を行い、リスク管理に関する重大な問題を認識した場合には、速やかに代表取締役社長に報告するとともに、遅滞なく取締役会にその旨を報告するものとし、リスク管理の状況について各事業年度に1回、取締役会に報告しております。

また、当社は巨大地震を想定し、安否確認サービスを利用した安否報告訓練を実施する等、使用人の状況を確認するとともに、事業継続管理の高度化を進めております。

## 4) コンプライアンス体制

「コンプライアンス管理規程」を制定し、法令、定款及び社内諸規程等の遵守は当然のこととして、企業理念及び行動指針に定められた企業倫理に基づき誠実に行動することを、取締役及び使用人に周知徹底しております。また、内部者取引防止等の研修を適宜実施してコンプライアンス強化に努めるとともに、コンプライアンスに抵触する事案の社内通報制度として相談窓口を社内外に設置し、事案の早期把握と速やかな対応を図るとともに、内部通報者の保護にも十分配慮した運用体制を構築しております。

## 5) 反社会的勢力排除に関する取り組み

「反社会的勢力対応マニュアル」において「反社会的勢力への対応方針」を定め、反社会的勢力との一切の関係遮断、不当要求に対する法的対応、裏取引や資金的提供の禁止等を徹底しております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、組織全体として対応する体制を構築しております。

## 6) 内部監査体制

内部統制システムの整備及び運用状況を検証・評価するために、業務執行ラインから独立した代表取締役社長直下の組織として内部監査部門を設置しております。内部監査部門は、ARMグループの財務報告に係る内部統制評価、情報セキュリティ・個人情報保護及びリスク管理に関する内部監査を主な業務としており、その監査結果を代表取締役社長に報告しております。また、監査等委員会及び会計監査人との連携を図ることにより、内部監査の効率的な実施に努めております。

## 第 27 期 事業報告の附属明細書

2024 年 4 月 1 日から

2025 年 3 月 31 日まで

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

代表取締役社長 鳥 越 慎 二

**1. 会社役員の他の会社の業務執行取締役等との兼職状況の明細**

事業報告「会社役員の状況」に記載のとおりであります。

**2. 親会社等との間の取引に関する事項**

該当事項はありません。

## 第27期 計算書類等

自 2024年4月 1日  
至 2025年3月31日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,700,785	流 動 負 債	2,887,383
現 金 及 び 預 金	1,733,632	短 期 借 入 金	170,000
売 掛 金	1,403,046	1 年 内 収 済 予 定 の 長 期 借 入 金	226,416
保 険 代 理 店 勘 定	215,220	未 払 金	675,918
そ の 他	348,886	未 払 法 人 税 等	76,668
固 定 資 産	5,023,257	前 受 収 益	853,992
有 形 固 定 資 産	136,193	保 険 料 預 り 金	215,220
建 物 附 屬 設 備	106,273	リ ー ス 債 務	1,452
工 具 器 具 備 品	25,471	賞 与 引 当 金	305,230
リ ー ス 資 産	4,448	役 員 賞 与 引 当 金	18,841
無 形 固 定 資 産	3,714,488	そ の 他	343,643
の れ ん	252,106	固 定 負 債	1,876,745
顧 客 関 連 資 産	1,020,099	長 期 借 入 金	1,571,968
ソ フ ト ウ エ ア	1,926,753	株 式 納 付 引 当 金	197,264
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	502,211	リ ー ス 債 務	3,562
そ の 他	13,317	資 産 除 去 債 務	103,950
投 資 そ の 他 の 資 産	1,172,575	負 債 合 計	4,764,129
投 資 有 価 証 券	557,579	純 資 産 の 部	
敷 金 保 証 金	207,193	株 主 資 本	3,908,783
繰 延 税 金 資 産	395,875	資 本 本 金	365,964
そ の 他	11,927	資 本 剰 余 金	317,554
資 産 合 計	8,724,042	利 益 剰 余 金	3,707,056
		自 己 株 式	△481,791
		新 株 予 約 権	51,130
		純 資 産 合 計	3,959,913
		負 債 純 資 産 合 計	8,724,042

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

[ 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで ]

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	8,554,077
売 上 原 價	2,642,801
売 上 総 利 益	5,911,276
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,888,453
営 業 利 益	1,022,822
営 業 外 収 益	
受 取 配 当 金	13,206
未 払 配 当 金 除 斥 益	363
助 成 金 収 入	1,204
そ の 他	1,297
	16,071
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	10,098
支 払 手 数 料	4,885
そ の 他	23
	15,008
経 常 利 益	1,023,885
特 別 損 失	
減 損 損 失	234,699
固 定 資 産 除 却 損	9
	234,708
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	789,176
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	179,562
法 人 税 等 調 整 額	△134,750
当 期 純 利 益	44,812
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	744,364

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

[ 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで ]

(単位:千円)

	株 主 資 本					新 予 約 株 權	純 資 產 合 計	
	資 本 金	資 剰 余 金	利 剰 余 金	益 金	自 株 己 式			
当 期 首 残 高	365,964	317,554	3,840,075		△594,203	3,929,390	51,130	3,980,520
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△203,970			△203,970		△203,970
親会社株主に帰属する当期純利益			744,364			744,364		744,364
自己株式の取得				△564,683	△564,683			△564,683
自己株式の処分		△2,210		5,892	3,682			3,682
自己株式の消却		△671,202		671,202	—			—
自己株式処分差損の振替		673,413	△673,413		—			—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△133,019	112,411	△20,607	—		△20,607
当 期 末 残 高	365,964	317,554	3,707,056	△481,791	3,908,783	51,130		3,959,913

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数	4社
・連結子会社の名称	株式会社 A R M 総合研究所、ここむ株式会社、株式会社 Mediplat、株式会社フィットプラス

当連結会計年度において、新たに設立した株式会社アドバンテッジメディカル（現商号：株式会社 Mediplat）と株式会社アドバンテッジヘルスケア（現商号：株式会社フィットプラス）を連結の範囲に含めております。

また、当連結会計年度において、連結子会社であったResily株式会社は、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

・持分法を適用した非連結子会社	なし
・持分法適用関連会社の数	なし

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
-------------	-------------

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

###### 2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。また、顧客関連資産についてはその効果の発現する期間を合理的に見積もり、13～17年で均等償却を行っております。

###### 3) リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### ③重要な引当金の計上基準

#### 1) 貸倒引当金

当社及び連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### 2) 賞与引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

#### 3) 役員賞与引当金

当社及び連結子会社は、役員賞与の支出に備えて、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

#### 4) 株式給付引当金

当社及び連結子会社は、従業員に対する当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

### ④重要な収益及び費用の計上基準

#### 1) システム提供による収益

当社グループでは、メンタルヘルスケアのプログラムであるアドバンテッジタフネスをはじめ、自社システムを顧客へ提供するサービスを展開しております。当該収益については、自社システムを利用したサービス提供を継続的に行うことを履行義務としており、時の経過に伴い履行義務が充足すると判断しております。したがって、サービスの対価を契約期間にわたり月割りで均等按分して収益を認識しております。

#### 2) 保険販売による収益

当社グループでは、団体長期障害所得補償保険（GLTD）の販売及び個人向け保険の販売を行っております。これら保険販売においては、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させることが主な履行義務であると判断しております。したがって、保険契約が開始した時点で代理店手数料金額を収益として認識しております。

### ⑤のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を合理的に見積もり、7～15年で均等償却を行っております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (固定資産の減損)

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減損損失	30,193
有形固定資産及び無形固定資産（のれん及び顧客関連資産を除く）	2,578,476

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

##### ①算出方法

当社グループは、固定資産の減損検討にあたり、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で固定資産のグルーピングを行っております。

減損の兆候があると判定された資産又は資産グループについては、主要な資産の経済的残存使用年数分の割引前将来キャッシュ・フローを見積っております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額と帳簿価額の差額について減損損失を計上します。

なお、当連結会計年度において、Resily事業ののれんを含む固定資産について減損損失を計上しております。詳細は「連結注記表4. 連結損益計算書に関する注記（減損損失）」に記載のとおりであります。

また、当連結会計年度において、就業障がい者支援事業セグメントにおける両立支援事業の資産グループにおいて減損の兆候があると判定されましたら、割引前将来キャッシュ・フローの総額が資産グループの帳簿価額を上回っていることから、減損損失を計上しておりません。

##### ②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおいては、取締役会によって承認された予算や中期経営計画を基礎として、見積り時点における最新の事業の状況を加味しております。見積りにおける主要な仮定は、新規顧客の獲得に基づく売上計画、将来費用の発生や投資計画の予測等であります。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の予測であり不確実性を伴うものであるため、実際の経営成績との乖離が発生した場合には、固定資産の減損損失が計上される等、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

(のれん及び顧客関連資産の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減損損失	204,506
のれん	252,106
顧客関連資産	1,020,099

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

当社グループは、企業結合時の取得原価を識別可能な資産及び負債に金額を配分したうえで、残余金額をのれんとして計上しております。顧客関連資産は既存顧客との継続的な取引関係により期待される超過収益を現在価値に割り引くことで算定しております。また、のれん及び顧客関連資産はその効果の発現する期間を見積り、均等償却を行っております。

のれん及び顧客関連資産については、対象会社ごとにグルーピングを行い、事業計画と実績の比較等により減損の兆候を判定しております。減損の兆候があると判定された場合には、割引前キャッシュ・フローを見積っております。

割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、回収可能価額と帳簿価額の差額について減損損失を計上します。

なお、当連結会計年度において、Resily事業ののれんを含む固定資産について減損損失を計上しております。詳細は「連結注記表4. 連結損益計算書に関する注記（減損損失）」に記載のとおりであります。

②主要な仮定

のれんの評価においては対象会社の事業計画に含まれる売上高成長率や利益率、加えて顧客関連資産の計上においては既存顧客減少率や割引率を主要な仮定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは将来の予測であり不確実性を伴うものであるため、実際の経営成績との乖離が発生した場合には、のれん及び顧客関連資産の減損損失が計上される等、翌連結会計年度の連結計算書類において重要な影響を与える可能性があります。

### 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

351,688千円

#### 4. 連結損益計算書に関する注記

(減損損失)

①減損損失を認識した資産

場所	用途	種類	減損損失(千円)
東京都目黒区	Resily事業	工具器具備品	408
		ソフトウエア	28,013
		ソフトウエア仮勘定	1,771
		のれん	204,506
合計			234,699

②減損損失の計上に至った経緯

当社の連結子会社であるResily株式会社の株式取得時に発生したのれんについて、当連結会計年度の業績を踏まえて改めて事業計画等を精査し回収の可能性を検討した結果、買収当初想定していた将来収益が見込まれなくなったため、当該のれんおよびResily事業の固定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額しました。

③資産のグルーピングの方法

当社グループは、継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分を考慮したうえで、他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位でグルーピングを行っております。

④回収可能価額の算定方法等

回収可能価額は使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、回収可能価額をゼロとして算定しております。

#### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,280,200株	—	1,000,000株	16,280,200株

(注) 普通株式の発行済株式総数の減少1,000,000株は取締役会決議による自己株式の消却によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	590,851株	1,000,003株	1,007,500株	583,354株

- (注) 1. 当連結会計年度末の自己株式数には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する自己株式308,200株を含めております。
2. 普通株式の自己株式の増加1,000,003株は取締役会決議による自己株式の取得1,000,000株及び単元未満株式の買取3株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少1,007,500株は、譲渡制限付株式報酬としての株式処分7,500株によるもの及び取締役会決議による自己株式の消却1,000,000株によるものであります。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
2017年8月7日 臨時取締役会	普通株式	67,100株	671個

(4) 配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	203,970	12.0	2024年 3月31日	2024年 6月26日

(注) 2024年6月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式に対する配当金3,698千円が含まれております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	256,080	16.0	2025年 3月31日	2025年 6月27日

(注) 2025年6月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する当社株式に対する配当金4,931千円が含まれております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

営業債権については、社内規程に従い、管理部門と営業部門が連携し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の規程に準じて、同様の管理を行っております。

投資有価証券については、定期的に発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金は、主に運転資金及びM&Aに係る資金調達を目的としたものであります。なお、当該借入の一部は変動金利であり、金利の変動リスクに晒されております。借入に係る流動性リスクについては、適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより管理しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 敷金保証金	207,193	199,576	△7,616
資産計	207,193	199,576	△7,616
① 長期借入金 (*2)	1,798,384	1,798,384	—
② リース債務 (*3)	5,014	4,902	△112
負債計	1,803,398	1,803,286	△112

(\*1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「保険代理店勘定」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「保険料預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 長期借入金には1年以内返済予定の金額が含まれております。

(\*3) リース債務には1年以内返済予定の金額が含まれております。

(\*4) 市場価格のない株式等は含まれおりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	557,579

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金保証金	—	199,576	—	199,576
資産計	—	199,576	—	199,576
長期借入金	—	1,798,384	—	1,798,384
リース債務	—	4,902	—	4,902
負債計	—	1,803,286	—	1,803,286

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 敷金保証金

敷金保証金の時価は、返還を受けると想定される将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利の借入金については、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないため、時価は当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利の借入金については、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

#### リース債務

リース債務の時価は、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 7. 企業結合に関する注記

### 連結子会社による会社分割（吸収分割）による企業結合

当社は、2024年8月2日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社アドバンテッジメディカル（以下、「アドバンテッジメディカル」という）及び株式会社アドバンテッジヘルスケア（以下、「アドバンテッジヘルスケア」という）を承継会社として、メドピア株式会社の連結子会社である株式会社Mediplat（以下、「Mediplat」という）及び株式会社フィットプラス（以下、「フィットプラス」という）の全事業を会社分割（吸収分割）により承継することを決議し、2024年9月30日を効力発生日として実施いたしました。

#### (1) 企業結合の概要

##### ①被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社Mediplat

事業の内容：クラウド型健康管理サービスの提供等

被取得企業の名称：株式会社フィットプラス

事業の内容：特定保健指導サービスの提供等

##### ②企業結合を行った主な理由

Mediplatの参画による当社の産業保健事業の強化と、フィットプラスの参画による当社の特定保健指導事業の強化により、各事業において業界トップシェアの地位を目指すことを目的としております。

##### ③企業結合日

2024年9月30日

##### ④企業結合の法的形式

Mediplatを分割会社、アドバンテッジメディカルを承継会社とする吸収分割

フィットプラスを分割会社、アドバンテッジヘルスケアを承継会社とする吸収分割

##### ⑤結合後企業の名称

株式会社Mediplat

株式会社フィットプラス

##### ⑥取得企業を決定するに至った主な根拠

アドバンテッジメディカル及びアドバンテッジヘルスケアが現金を対価として当該事業を取得することによるものであります。

#### (2) 連結計算書類に含まれている被取得企業の業績の期間

2024年10月1日から2025年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

Mediplat

取得の対価	現金	1,350,000千円
取得原価		1,350,000千円

フィッツプラス

取得の対価	現金	1,000,000千円
取得原価		1,000,000千円

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 9,181千円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

Mediplat

①発生したのれんの金額

62,602千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

7年間にわたる均等償却

フィッツプラス

①発生したのれんの金額

145,222千円

②発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力であります。

③償却方法及び償却期間

9年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

Mediplat

流動資産	815,384千円
固定資産	703,987千円
資産合計	1,519,371千円
流動負債	159,100千円
固定負債	10,270千円
負債合計	169,371千円

フィットプラス

流動資産	382,312千円
固定資産	750,147千円
資産合計	1,132,459千円
流動負債	117,054千円
固定負債	15,405千円
負債合計	132,459千円

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその内訳並びに償却期間

Mediplat

内訳	金額	償却期間
顧客関連資産	611,161千円	13年

フィットプラス

内訳	金額	償却期間
顧客関連資産	445,549千円	17年

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

Mediplat

売上高	462,494千円
営業利益	29,862千円

フィツツプラス

売上高	410,525千円
営業利益	7,073千円

(概算額の算定方法)

企業結合が連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報を影響の概算額としております。また、のれん及び顧客関連資産が当連結会計年度開始の日に発生したものとして償却額を算定し概算額に含めております。なお、当該注記は監査証明を受けておりません。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	249円02銭
1株当たり当期純利益	46円13銭

注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当連結会計年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「株式給付型ESOP信託口」が所有する当社株式（当連結会計年度末308,200株、期中平均株式数308,200株）を控除して算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	メンタリティマネジメント事業	就業障がい者支援事業	リスクファイナンシング事業	
一時点で移転される財またはサービス	2,897,065	1,436,520	326,841	4,660,426
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	3,603,836	289,814	—	3,893,651
顧客との契約から生じる収益	6,500,901	1,726,334	326,841	8,554,077
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	6,500,901	1,726,334	326,841	8,554,077

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

#### ①メンタリティマネジメント事業

メンタリティマネジメント事業では、主にメンタルヘルスケアのプログラムとして自社システムであるアドバンテッジタフネスの提供を行っております。このようなシステム提供による収益については、自社システムを利用したサービス提供を継続的に行なうことを履行義務としており、時の経過に伴い履行義務が充足すると判断しております。したがって、サービスの対価を契約期間にわたり月割りで均等按分して収益を認識しております。なお、アドバンテッジEAPや健診管理システムの提供においても同様に契約期間にわたり月割りで均等按分して収益を認識しております。

上記のシステム提供のほかに、集合研修（ソリューション）の提供やEQ研修プログラムの提供をはじめとして様々なサービスの提供を行っております。これらは研修実施日等の一時点で充足される履行義務であると判断しており、サービスの性質に応じて履行義務が充足される時点で収益を認識しております。

### ②就業障がい者支援事業

就業障がい者支援事業では、主に団体長期障害所得補償保険（GLTD）の販売を行っております。当該事業においては、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させることが主な履行義務であると判断しております。したがって、保険契約が開始した時点で代理店手数料金額を収益として認識しております。また、就業障がい者支援事業では、休職者管理システム「ADVANTAGE HARMONY(アドバンティジハーモニー)」の提供も行っております。このようなシステム提供による収益については、自社システムを利用したサービス提供を継続的に行うことを履行義務としており、時の経過に伴い履行義務が充足すると判断しております。したがって、サービスの対価を契約期間にわたり月割りで均等按分して収益を認識しております。

### ③リスクファイナンシング事業

リスクファイナンシング事業では、主に個人を対象にがん保険等の販売を行っております。当該事業においては、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させることを主な履行義務であると判断しております。したがって、保険契約が開始した時点で代理店手数料金額を収益として認識しております。

## (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

### ①契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,073,957千円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,403,046
契約負債(期首残高)	757,222
契約負債(期末残高)	853,992

連結貸借対照表上、契約負債は「前受収益」に計上しております。契約負債は、受領したサービスの対価のうち、履行義務を充足していない部分に対応する金額であり、主に年間契約のシステム提供に係るものであります。当社のシステム提供によるサービスは、概ね契約開始月の翌月までにサービスの対価を受領しております。この金額のうち履行義務を充足していない部分に対応する金額を契約負債として計上しており、残りの契約期間にわたり均等に月割りで取り崩され収益に計上されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、757,222千円であります。

### ②残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

## 11. その他の注記

### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の株価や業績と正社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への正社員の意欲や士気を高めるため、2021年5月25日より「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

#### （1）取引の概要

予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の正社員に対し、当社株式を給付する仕組みです。当社は、正社員に対し勤続年数、業績貢献度等に応じてポイントを付与し、原則として退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。将来給付する株式を予め取得するために、当社はみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）に金銭を信託し、当該信託銀行は信託された金銭により当社株式を取得しております。

当該信託契約に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に基づき、総額法を適用しております。

#### （2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末において、当該自己株式の帳簿価額は297,107千円、株式数は308,200株です。

#### （3）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
流動資産	2,779,349	流動負債	2,645,599
現金及び預金	924,384	短期借入金	170,000
売掛金	1,181,542	1年内返済予定の長期借入金	224,220
保険代理店勘定	215,220	未払金	582,903
仕掛品	33,551	未払費用	115,597
貯蔵品	12,676	未払法人税等	69,831
前払費用	102,420	未払消費税等	105,828
未収入金	183,944	前受収益	825,304
1年内回収予定の長期貸付金	100,000	預り金	22,827
その他の	25,610	保険料預り金	215,220
固定資産	5,563,204	リース債務	732
有形固定資産	133,228	賞与引当金	284,267
建物附属設備	106,223	役員賞与引当金	18,152
工具器具備品	25,117	その他の	10,714
リース資産	1,887	固定負債	1,831,303
無形固定資産	2,386,253	長期借入金	1,554,360
商標権	11,082	株式給付引当金	197,264
ソフトウエア	1,872,730	リース債務	1,404
ソフトウエア仮勘定	500,435	資産除去債務	78,274
その他の	2,004	負債合計	4,476,902
投資その他の資産	3,043,721	純資産の部	
投資有価証券	557,579	株主資本	3,814,520
関係会社株式	96,946	資本剰余金	365,964
長期貸付金	1,850,000	資本準備金	327,462
敷金保証金	205,193	利益剰余金	327,462
長期前払費用	11,479	その他利益剰余金	3,602,885
繰延税金資産	322,512	繰越利益剰余金	3,602,885
その他の	10	自己株式	△481,791
資産合計	8,342,553	新株予約権	51,130
		純資産合計	3,865,651
		負債純資産合計	8,342,553

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

[ 2024年4月1日から ]  
[ 2025年3月31日まで ]

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,474,686
売 上 原 価	2,166,594
売 上 総 利 益	5,308,092
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,388,253
営 業 利 益	919,839
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	9,858
受 取 配 当 金	13,204
未 払 配 当 金 除 斥 益	363
助 成 金 収 入	1,204
そ の 他	758
	25,389
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	9,407
支 払 手 数 料	4,885
そ の 他	23
	14,317
経 常 利 益	930,911
特 別 利 益	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	985
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	0
関 係 会 社 株 式 評 価 損	73,830
関 係 会 社 債 権 放 置 損	191,149
	264,979
税 引 前 当 期 純 利 益	666,917
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	171,783
法 人 税 等 調 整 額	△166,857
当 期 純 利 益	4,926
	661,991

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

[ 2024年4月1日から  
2025年3月31日まで ]

(単位:千円)

資本金	株主資本						自己株式	株主資本合計	新株予約権	純資産合計				
	資本剰余金			利益剰余金										
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計									
当期首残高	365,964	327,462	-	327,462	3,818,277	3,818,277	△594,203	3,917,501	51,130	3,968,631				
事業年度中の変動額														
剰余金の配当					△203,970	△203,970		△203,970		△203,970				
当期純利益					661,991	661,991		661,991		661,991				
自己株式の取得							△564,683	△564,683		△564,683				
自己株式の処分			△2,210	△2,210			5,892	3,682		3,682				
自己株式の消却			△671,202	△671,202			671,202	-		-				
自己株式処分差損の振替			673,413	673,413	△673,413	△673,413		-		-				
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△215,392	△215,392	112,411	△102,980	-	△102,980				
当期末残高	365,964	327,462	-	327,462	3,602,885	3,602,885	△481,791	3,814,520	51,130	3,865,651				

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 子会社株式 移動平均法による原価法

2) その他有価証券

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法

貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

##### ② 無形固定資産 定額法

なお、自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

##### ③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

##### ④ 株式給付引当金

従業員に対する当社株式の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、従業員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を計上しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

##### 1) システム提供による収益

当社では、メンタルヘルスケアのプログラムであるアドバンテッジタフネスをはじめ、自社システムを顧客へ提供するサービスを展開しております。当該収益については、自社システムを利用したサービス提供を継続的に行うことを履行義務としており、時の経過に伴い履行義務が充足すると判断しております。したがって、サービスの対価を契約期間にわたり月割りで均等按分して収益を認識しております。

##### 2) 保険販売による収益

当社では、団体長期障害所得補償保険（GLTD）の販売及び個人向け保険の販売を行っております。これら保険販売においては、保険会社に対して保険契約の締結を報告し契約を開始させることが主な履行義務であると判断しております。したがって、保険契約が開始した時点で代理店手数料金額を収益として認識しております。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

### (固定資産の減損)

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減損損失	—
有形固定資産及び無形固定資産	2,519,482

#### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	349,167千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	130,187千円
長期金銭債権	1,850,000千円
短期金銭債務	9,165千円

#### 4. 損益計算書に関する注記

##### (1)関係会社との取引高

売上高	30,297千円
その他営業取引の取引高	123,822千円
営業取引以外の取引高	200,857千円

##### (2)抱合せ株式消滅差益

当社を吸收合併存続会社、Resily株式会社を消滅会社とする吸收合併に伴う抱合せ株式消滅差益985千円を特別利益に計上しております。

##### (3)関係会社債権放棄損

当社を吸收合併存続会社、Resily株式会社を消滅会社とする吸收合併に先立ち、Resily株式会社に対する貸付金および未収利息について債権放棄を行い、関係会社債権放棄損191,149千円を特別損失に計上しております。

##### (4)関係会社株式評価損

財政状態の悪化により実質価額が著しく下落したResily株式会社の関係会社株式について73,830千円の評価損を特別損失に計上しております。

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

##### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	590,851株	1,000,003株	1,007,500株	583,354株

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、「株式給付型ESOP信託口」が保有する自己株式308,200株を含めています。
2. 普通株式の自己株式の増加1,000,003株は取締役会決議による自己株式の取得1,000,000株及び単元未満株式の買取3株によるものであります。
3. 普通株式の自己株式の減少1,007,500株は、譲渡制限付株式報酬としての株式処分7,500株によるもの及び取締役会決議による自己株式の消却1,000,000株によるものであります。

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因是、賞与引当金、株式給付引当金、繰越欠損金等によるものであります。繰越欠損金は、Resily株式会社との吸收合併において消滅会社であるResily株式会社から当社が承継したことにより発生したものであります。なお、繰延税金資産から控除されている金額（評価性引当額）は15,759千円であります。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### ・子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Resily 株式会社	東京都 目黒区	100,000	メンタリ ティマネ ジメント 事業	所有 直接 100	資金の援助 役員の兼任	債権放棄 (注1)	191,149	-	-
子会社	株式会社 Mediplat	東京都 中央区	10,000	メンタリ ティマネ ジメント 事業	所有 直接 100	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	1,350,000	1年内回収 予定の長期 貸付金	50,000 900,000
							資金の回収	400,000		
							受取利息 (注2)	4,706		
子会社	株式会社 フィット プラス	東京都 中央区	10,000	メンタリ ティマネ ジメント 事業	所有 直接 100	資金の援助 役員の兼任	資金の貸付 (注2)	1,000,000	1年内回収 予定の長期 貸付金	50,000 950,000
							受取利息 (注2)	4,142		

### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 債権放棄は、当社とResily株式会社の吸収合併に先立ち行ったものであります。なお、Resily株式会社は2025年1月1日付で当社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 243円01銭

1株当たり当期純利益 41円02銭

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己名義所有株式分を控除する他、「株式給付型ESOP信託口」が所有する当社株式（当事業年度末308,200株、期中平均株式数308,200株）を控除して算定しております。

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 11. その他の注記

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、当社の株価や業績と正社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への正社員の意欲や士気を高めるため、2021年5月25日より「株式給付信託（J-ESOP）」を導入しております。

### (1) 取引の概要

予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の正社員に対し、当社株式を給付する仕組みです。当社は、正社員に対し勤続年数、業績貢献度等に応じてポイントを付与し、原則として退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。将来給付する株式を予め取得するために、当社はみずほ信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）に金銭を信託し、当該信託銀行は信託された金銭により当社株式を取得しております。

当該信託契約に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に基づき、総額法を適用しております。

### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末において、当該自己株式の帳簿価額は297,107千円、株式数は308,200株です。

### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

## 第 27 期 計 算 書 類 附 属 明 細 書

---

自 2024年4月 1日  
至 2025年3月31日

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

## 1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額 又は 償却累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額
有形固定資産							
建物附属設備	321,531	1,140	—	322,671	216,447	17,372	106,223
工具器具備品	156,077	14,774	14,456	156,394	131,277	9,570	25,117
リース資産	3,330	—	—	3,330	1,442	666	1,887
有形固定資産計	480,938	15,914	14,456	482,396	349,167	27,608	133,228
無形固定資産							
のれん	880,893	—	—	880,893	880,893	—	—
商標権	16,221	3,676	311	19,585	8,503	3,290	11,082
ソフトウエア	3,968,977	579,484	84,997	4,463,464	2,590,734	729,322	1,872,730
ソフトウエア仮勘定	314,586	763,833	577,984	500,435	—	—	500,435
契約関連無形資産	61,694	—	—	61,694	61,694	—	—
その他	2,923	2,757	3,676	2,004	—	—	2,004
無形固定資産計	5,245,296	1,349,752	666,969	5,928,078	3,541,825	732,612	2,386,253

(注) 1. 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

工具器具備品	業務用PC	12,502 千円
ソフトウエア	メンタルヘルスケアシステム 保険契約管理システム 休職者管理システム	373,257 千円 113,332 千円 86,574 千円
ソフトウエア仮勘定	メンタルヘルスケアシステム 保険契約管理システム 保険金請求システム 休職者管理システム	607,563 千円 42,358 千円 14,455 千円 86,951 千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウエア	メンタルヘルスケアシステム	82,414 千円
ソフトウエア仮勘定	開発終了によるソフトウエア等への振替	577,984 千円

## 2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	206,799	284,267	206,799	284,267
役員賞与引当金	3,454	18,152	3,454	18,152
株式給付引当金	151,278	45,985	—	197,264

(注)引当金の計上理由及び金額の算定方法については、重要な会計方針に記載しております。

### 3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位 : 千円)

科目	金額
役員報酬	98,712
給与手当	1,501,937
賞与	200,108
退職給付費用	18,898
法定福利費	324,821
福利厚生費	47,602
派遣委託費	158,456
研修費	15,436
人材募集費	55,746
賞与引当金繰入額	238,100
株式報酬費用	4,051
役員賞与	5,786
役員賞与引当金繰入	18,152
家賃	201,458
水道光熱費	8,518
清掃費	7,836
備品費	13,937
減価償却費	172,758
株式給付引当金繰入	39,450
旅費交通費	48,072
交際費	5,176
少額飲食費	7
会議費	11,612
通信費	24,184
運賃	13,355
賃借料	16,176
広告宣伝費	46,537
業務委託費	276,417
販売促進費	82,332
システム保守運用費	557,282
専門家報酬	72,233
資産除去債務利息費用	153
支払手数料	17,483
調査費	5,967
事務消耗品費	9,225
保守修繕費	85
新聞図書費	671
諸会費	5,779
保険料	6,125
租税公課	57,051
寄付金	495
雑費	55
計	4,388,253

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任 社員	公認会計士	長島拓也
業務執行社員		
指定有限責任 社員	公認会計士	宮澤達也
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アドバンテッジリスクマネジメント及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント  
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任 社員	公認会計士	長島拓也
業務執行社員		
指定有限責任 社員	公認会計士	宮澤達也
業務執行社員		

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アドバンテッジリスクマネジメントの2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。

さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第27期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な稟議書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

株式会社アドバンテッジリスクマネジメント 監査等委員会

常勤監査等委員 松田竹生 印

監査等委員 寺原真希子 印

監査等委員 須田宏一 印

(注) 監査等委員全員は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上